

# ジュニアグローバル研修事業実施要綱

## 1 目的

この事業は、次代を担う市内の中学生を姉妹都市、友好都市等に派遣することにより、次に掲げる目標を達成することを目的とする。

- (1) ハイスクールや大学における研修や政府系機関等への訪問を通して、国際感覚を醸成し、広い視野を持った次代を担う人材を育成すること。
- (2) 宇部市と派遣先の市との交流を図り、もって友好親善と相互理解を深めること。
- (3) 異文化理解を深め、将来の宇部市における国際交流及び多文化共生推進の担い手となる人材を育成すること。

## 2 主催

この事業は、宇部市及び宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催する。ただし、姉妹都市ニューカッスル市が派遣先となる場合は、宇部市・ニューカッスル市姉妹都市友好協会（以下「友好協会」という。）が主催に加わるものとする。

## 3 派遣研修期間及び日程

派遣研修の期間及び日程は、派遣先ごとにその都度定める。

## 4 派遣研修内容

- (1) 派遣先市の一般家庭にホームステイし、外国の生活文化を体験する。
- (2) 学校教育活動に参加し、派遣先市の青少年との親交を広げる。
- (3) 大学や政府系機関への訪問を通じ、国際人としての態度や素養を学ぶ。
- (4) 宇部市民の代表として、両市民の友好促進を図る。
- (5) 交流する派遣先の市民に対し、宇部市の魅力を伝える。

## 5 派遣人員

- (1) 派遣生徒数は、予算の範囲内で決定する。
- (2) 引率者は、2人程度とし、主催者又は中学校教諭から選定する。

## 6 応募資格

- (1) 宇部市に居住する市民で、市長が指定する中学校に在学する者
- (2) 健康状態が良好で、長期旅行、滞在に耐えられる者
- (3) 協調性が豊かで、両市の親善に貢献できる者
- (4) 海外に向けて宇部市の魅力発信ができる者
- (5) 以前に同種の事業により海外に派遣されたことがない者

## 7 応募書類等

応募しようとする者は、次に掲げる書類及び電磁的記録を提出しなければならない。

- (1) 参加申込データ（市長が指定する入力フォームにより送信されたもの）
- (2) 承諾書兼誓約書（本人及び保護者の自署並びに在籍する学校長の記名押印があるもの）
- (3) 課題作文（第1号の入力フォームに入力されたもの）

## 8 応募方法

- (1) 応募しようとする者は、募集要項で定める期日までに、前項第1号及び第3号に規定するデータを市長が指定する方法により送信しなければならない。
- (2) 前号の規定により応募した者は、一次選考の当日に、前項第2号に規定する書類を持参しなければならない。

## 9 派遣生徒等の決定

- (1) 派遣生徒は、応募した者のうちから、選考委員会の審査を経て主催者が決定する。
- (2) 引率者は、主催者が決定する。

## 10 選考委員会

選考委員会に関する事項は、別に定める。

## 11 経費

派遣研修に要する経費について、派遣生徒については旅費の一部を、引率者については旅費の全額を宇部市が予算の範囲内で助成する。

## 12 補償

主催者は、派遣にかかる事故等に対し補償はしないものとし、派遣期間中は指定する海外旅行傷害保険に派遣生徒及び引率者を加入させるものとする。

## 13 事務局

この事業の事務局は、宇部市観光スポーツ文化部観光交流課内に置く。

## 14 その他

この要綱のほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後3年以内に、助成金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月12日から施行する。